

2018年2月9日

商品類型 No.137「建築製品（外装・外構工事関係用資材）Version1.9

D-2. 木材・プラスチック再生複合材」認定基準の 部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

エコマーク認定基準では、グリーン購入法の環境物品等の調達に関する基本方針の判断の基準に対して上位基準となるよう整合性に留意して、認定基準を制定している。今回、同基本方針の平成30年2月9日変更閣議決定により、公共工事分野の品目として「木材・プラスチック複合材製品」が新規に追加されたことを受け、同基本方針との整合を図るべく改定を行った。

2. 改定箇所（追加：下線部）

4. 認定の基準と証明方法

4-1. 環境に関する基準と証明方法

- (1) 製品は、再生プラスチックおよび再・未利用木材、廃植物繊維の合計質量が、プラスチックおよび木質材料の合計質量の~~60~~50%以上であること。併せて、低位利用木材のうち小径材において、定義に示すaあるいはbに該当する森林認証については、添付1を満たしているものであること。

なお、添加剤（充填材など）に再生材料（石炭灰、貝殻、卵殻など）を使用する場合には、再生プラスチック材料および再・未利用木材、廃植物繊維の質量割合と合計して~~60~~50%以上であることでもよい。

- (3) 木質部の原料は、再・未利用木材および廃植物繊維の配合率が100%であること。

- (5) 製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。

3. 改定日： 2018年3月1日

以上